

岩沼市道路占用料条例の一部を改正する条例

岩沼市道路占用料条例（昭和51年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円
	第2種電柱		870円
	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		810円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに つき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	300円
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,800円
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	21円
	外径が0.07メートル以上0.1メ ートル未満のもの		30円
	外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの		45円
	外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの		61円
	外径が0.2メートル以上0.3メ ートル未満のもの		91円
	外径が0.3メートル以上0.4メ ートル未満のもの		120円
	外径が0.4メートル以上0.7メ ートル未満のもの		210円
	外径が0.7メートル以上1メ ートル未満のもの		300円
	外径が1メートル以上のもの		610円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	上空に設ける通路		900円
	地下に設ける通路		540円
	その他のもの		1,000円
法第32条 第1項第6 号に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの	占有面積1平方メ ートルにつき1日	18円
	その他のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1月	180円

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円	
		その他（アを除く。）	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
			電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物（電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物（以下「巻付広告物」という。）を除く。）及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物		1,260円
			巻付広告物		630円
	標識		1本につき1年	810円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円	
		その他のもの	1本につき1月	180円	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180円	

	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1, 8 0 0 円
		その他のもの		9 0 0 円
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 0 0 0 円
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	1 8 0 円
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 0 0 円

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。